

29：学校における合理的配慮 ～通常学級における発達症（障害）支援を中心に～

講師：吉田 ゆり

○学校現場の意識改革が基本

以前の考え方

特別支援教育とは

- ・特別支援学校で
- ・特別支援の教員が
- ・特別な免許を持った教員が
- ・その領域の勉強をした教員が
- ・必要な子どもがいる学校が
- ・診断がすでになされた

特別な子どもたちを相手にするもの

現在の考え方

特別支援教育とは

- ・全ての教員が
 - ・免許の種類や徳辺卯支援学校免許に関わらず
 - ・学校種や学校の特性を問わずに
 - ・全ての学校で行われるもので
 - ・子どもたちの多様性について理解し
 - ・診断の有無に関わらず
- すべての子ども達が教育的ニーズを持つ可能性がある
と考える。

○合理的配慮・教育的配慮 ふたつの配慮

合理的配慮

公的な学校が定めた配慮

教育的配慮

教員が、各自の判断で必要に応じて実施する
配慮

※どちらかを選ぶのではなく2つの配慮がつねに存在する。

教育的配慮は、教員の力量に依存する。個々の教員自信が①教育上必要と考える事、②子どもの学びにとって必要と考える事。教員自身が行うという主体性に基づいている。

○合理的配慮と合意形成

- ・合意形成

本人、保護者、支援者（教員など）が配慮を行うべき内容と方法について話し合い、決定事項について合意する。



- ・合意的配慮の決定

合意形成の内容をもとに、学校（学校長）が認めた配慮



- ・合意的配慮の通知と周知

関係者に合理的配慮の指示、依頼を行う。

○合理的配慮の根拠（根拠資料として有効になるものは以下の5つ）

- ・診断書
- ・障害者手帳
- ・各種検査の結果
- ・専門家の意見（臨床心理士、スクールカウンセラーからの情報提供書）
- 入学前の支援上に関する資料

30：特別支援教育の概要と新しい学習指導要領について

講師：岡野 由美子

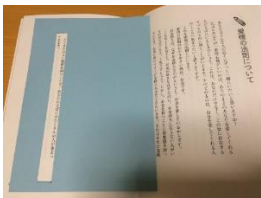
○「医療モデル」から「社会モデル」へ

- ・障害は個人に存在するという考え方から、障害は活動をするうえでの制限であり、参加する上での制約であるという考え方へ変わった。
- ・社会的障壁を取り除いたり、様々なツールを用いて能力を発揮できるようにしたりする支援をどのようにするかという視点で考えられるようになった

○小中学校学習指導要領の特別支援教育に関するポイント

- ・学習指導要領はほぼ10年に1度に行われる。
- ・すべての教科における記述
→障害のある児童などについて学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・継続的に行うこと。

例えば、、、国語の時間に文章を目で追いながら音読する事が困難な場合には、



読む部分だけ分かりやすくする。



文字を拡大して見やすくする

○特別支援学校学習指導要領における 自立活動について

- ・自立活動の指導の基本

個別指導の形態で行われる。

始動の目標を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導する事も考えられる。

→自立活動の指導計画は個人に作成されるもの。最初から集団で指導する事を前提するものではない。

○自立活動を選定するには???

Aくんにはどのような指導が必要か？



指導（自立活動）の内容を選定するには

実態把握



実態を客観的に、正しく把握するには

アセスメント

○将来をイメージ出来ますか？

- ・「～できない」というネガティブな視点からは、将来に繋がる子どもの長所がみえてきません。
- ・「できることを生かす」というポジティブな視点で子どもたちを見る事が将来の支援に繋がる。
- ・誤った対応は二次的的症状を招きます。
(暴力的な解決、大人への不信、拒否、ひきこもり 等)

31：教育委員会の取り組み

講師：下田 渚

○特別支援教育の理念

- ・特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加にむけた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- ・また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- ・さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

○通級による指導とは

「通級による指導」とは、小・中学校、義務教育学校、高等学校に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

※各教科の指導は通常学級で行いながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～2回（最大8時間）。設置校で個別及び小集団による指導を行います。（LD・ADHDの場合は月1回から可能。）

※個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成をします。

○特別支援学級とは

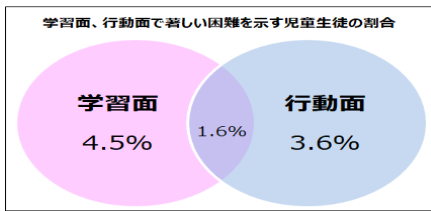
- ・児童生徒8人に1人の教員
- ・少人数の中で、個別に応じた特別の教育課程を編成して指導を行います。
- ・児童生徒実態に応じて、通常の学級等との交流及び共同学習を実施します。
- ・個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成します。

○特別支援学校とは

- ・児童生徒6人に1人の教員（高等部では8人に1人の教員）、重複障害の児童生徒には3人に1人の教員。
- ・障害の特性に応じた施設整備の充実。
- ・きめ細やかな指導や支援が可能。
- ・長期的な視点に立った一貫した教育

32：通常学級における特別支援教育

講師：岡野 由美子



通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（H24の調査）

- ・学習面又は行動面で著しい困難を示す（小学校・中学校）8.8%
 - ・学習面又は行動面で著しい困難を示す（高等学校）2.2%
- 2022年の調査

○通常の学級における一斉授業

一般的な授業形態

- ・先生の全体への発問、指示
- ・板書とノート指導
- ・発表



みんなが「わかる」授業へ＝授業のユニバーサルデザイン

基礎的環境整備の充実

例えば・・・

環境面での工夫：掲示物をなくす事で黑板へと注目を向けやすくする。カーテンで隠す。

聴覚の過敏さへの工夫：椅子の足に要らなくなったテニスボールを付けて音の軽減をする。

座席の工夫：学習のつまずきがある子は前の席へ

モデルになる子を他の子の側にする。

気温の変化の苦手な子の座席の配置に注意をする。

○漢字の宿題（家庭学習）の工夫

- ・ノートの書き方についていくつかのパターンを提示して自分で選べるようにする。

繰り返し書く、筆順で書いて覚えるなど

※目的は漢字覚える事（それをクラス全員で共有する。）

○発問・指示の工夫

- ・「2つ言います。」などと注意を引いてから話す。
- ・具体的に伝える。「しっかりがんばろう！」→「5分間がんばろう！」
- ・肯定的な言葉がけをする。「しゃべらない。」→「だまってあと2分間待ちましょう。」
「友だちに迷惑をかけない。」→「終わったら、本読みかお絵描きなど一人で出来る事をしましょう。」